住宅用火災警報器は命を守る「切り札」です

安全・安心な暮らしのために…

お早めの対応が大切です!!

もう取り付けましたか？「住宅用火災警報器」

消防法により、住宅用火災警報器の設置が義務化されています。石川県内の市町では、既存住宅も含め、既に条例で義務付けられています。

住宅用火災警報器のお手入れ方法について

・住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。乾いた布などで定期的に掃除をしましょう。

・住宅用火災警報器本体は電池等の寿命により交換が必要です。電池等の寿命はメーカーによって異なりますので、購入した取扱説明書をご確認ください。

【お問い合わせ】
内灘町消防本部　予防課
ＴＥＬ：076－286－3301
Ｅメール：shobo@town.uchinada.lg.jp